

ミラ・クル・とっとり運動・SDGs活動表彰実施要領

1 表彰の対象

- (1) 県内における福祉活動、子育て支援、環境保全、安心・安全な地域づくり、地域交流、伝統・文化の保存、スポーツ活動、まちづくり、観光振興、農山漁村振興など各分野で地域の活力向上に貢献しているSDGsの視点に基づく地域づくり活動を行い、地域の活力向上に貢献している団体・個人が行う活動又はSDGsの推進による地域貢献に取り組む企業活動（以下「活動」という。）とし、以下のとおり一般部門、学生部門に対象を区別する。

ア 一般部門

県内に事務所又は活動拠点があるNPO法人、地域づくり活動団体、企業、個人の活動等

イ 学生部門

県内の小学校、中学校、高校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍する児童、生徒又は学生が団体・個人で主体的に行う活動（学校の授業での活動を除く課外活動、クラブ活動、個人の活動等）。ただし、団体の場合、構成員の半数以上が児童、生徒又は学生であること。

- (2) 表彰実施年度の前年度1月から当年度12月までの1年間に実施した又は実施する活動を対象とし、応募時点で活動が終了していても、継続中の活動であっても応募を可能とする。

2 表彰の種類

各賞は、記載された件数を上限に授与する。なお、学生部門の総数は10件以内とする。

(1) 一般部門

- ・最優秀賞 1件 副賞5万円
- ・協賛企業賞 2件 副賞3万円
- ・優秀賞 3件 副賞1万円

(2) 学生部門

- ・ミライを担う「とりぎん大賞」 1件 副賞3万円
- ・小中学生の部 最優秀賞 1件 副賞2万円、優秀賞 3件 副賞1万円
- ・高校生の部 最優秀賞 1件 副賞2万円、優秀賞 3件 副賞1万円
- ・大学生の部 最優秀賞 1件 副賞2万円、優秀賞 3件 副賞1万円

3 応募方法

- (1) ミラ・クル・とっとり運動・SDGs活動表彰応募用紙（別紙様式）に所定の事項を記入し、活動内容を補足する写真、新聞記事、チラシ、パンフレットなどの関連資料を添えて、令和の改新戦略本部政策戦略局協働参画課長が別に定める日までに、応募受付窓口等に提出すること。
- (2) 応募は、応募受付窓口への郵送、持参又は電子メール※とする。

※ 電子メールにて応募する場合は、応募用紙のみ電子メールにて送付すること。応募受付後、本県から電子ファイルの送信方法（大容量ファイル送信システム「DECO Drive」を使用）を伝えるので、活動内容を補足する関連資料（電子データ）を送付（1回の送付の最大容量はデータ容量を3000MB以下）すること。

- (3) 自薦・他薦は問わないが、過去に表彰を受けた活動は対象としない。また、他薦の場合は被推薦者の同意を得ること。
- (4) 提出書類は返却しない。

4 審査及び発表

(1) 1次審査

ミラ・クル・とっとり運動推進委員会表彰部会において書類審査を実施し、以下のとおり選定する。

ア 一般部門

6件以内

イ 学生部門

10件以内（小中学生の部、高校生の部、大学生の部各3件に加えて学生部門全体から1件選定）

(2) 2次審査

1次審査通過者によるプレゼンテーションを行った後、ミラ・クル・とっとり運動推進委員会表彰部会委員において2に定める件数を上限として選定する。なお、学生部門のうち小中学生の部については、プレゼンテーションは実施しない。

(3) 結果発表及び表彰

表彰式において賞の発表並びに、表彰状及び副賞の授与を行う。

5 応募受付窓口等

(1) 受付（持参、郵送又は電子メール等）及び問合せ

窓口等	住所等
鳥取県協働参画課	住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 メールアドレス kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp 電話番号 0857-26-7248

(2) 持参の場合のみ

窓口	住所等
鳥取県東部地域振興事務所東部振興課	住所 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地 電話番号 0857-20-3528
鳥取県東部地域振興事務所八頭振興課	住所 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話番号 0858-72-3880
鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課	住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 電話番号 0858-23-3177
鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課	住所 〒683-0054 米子市糺町一丁目160番地 電話番号 0859-31-9606
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課	住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140番地1 電話番号 0859-72-2080

附 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

[参考]

■「ミラ・クル・とっとり運動」とは

若者をはじめあらゆる年代の方々による環境、福祉、防災、地域文化、まちづくりなど、様々な分野・地域で行われている「地域の活力」を創造する活動が「ミラ・クル・とっとり運動」です。

■例えば、こんな活動も…

草取りやごみ拾いなどのボランティア活動、地域を元気にするために開催される地域イベント、安全安心のためのまちづくり活動、地域の未来を考える研修会・座談会など、身近に行われている活動も「ミラ・クル・とっとり運動」です。